

議員発第 15 号

茨木市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年9月28日提出

提出者	茨木市議会議員
	塚 理
	上 田 光 夫
	松 本 泰 典
	稲 葉 通 宣

茨木市議会議長

桂 睦 子 様

茨木市条例第 号

茨木市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

茨木市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年茨木市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項並びに第5条第1項及び第7項中「40,000円」を「25,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。